

平成30年 9月 19日
(2018年)

伊丹市議会議長 北原 速男 様

伊丹市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 山 下 淳

答 申

平成30年(2018年)6月6日付け伊市議総第159号で諮問のあった下記の件について、別紙のとおり答申します。

記

平成30年2月21日付け伊市議席第707号の裁決に基づき、平成30年3月1日付けで公開決定を行った「自衛官募集に係る適齢者情報の提供状況の調査」(伊市議議第617号)の処分に対する審査請求に関する諮問

諮問番号：平成30年度諮問第1号

答申番号：平成30年度答申第3号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求に係る、平成30年3月1日付け伊市議議第617号により伊丹市議会（以下「処分庁」という。）が行った「①姫路市からの調査事項（自衛官適齢者名簿の提供方法）について」及び「②川西市からの調査事項（自衛官募集に係る適齢者情報の提供状況について）について」の公文書公開決定は妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

1 審査請求に至る経緯

審査請求人は、伊丹市情報公開条例に基づき、平成29年1月4日付けで「自衛官募集に係る個人情報の取り扱いに係る文書で、伊丹市議会が管理しているもの」について、公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。処分庁は、本件請求に係る公文書を特定し、平成29年1月17日付けで、「姫路市議会からの調査事項（自衛官適齢者名簿の提供方法）及び川西市議会からの調査事項（自衛官募集に係る適齢者情報の提供状況について）」について公文書公開決定処分（以下「当初処分」という。）を行った。

審査請求人は、平成29年2月11日付けで当初処分を不服として、「公開すべき公文書が公開されていない違法あるいは不当な原処分を取消し、適法かつ正当な処分がなされることを求める。また、伊丹市議会が公文書管理・公文書公開・審査請求審理において法令を遵守することを求める。」として審査請求を提起した。

平成30年1月26日付けで、伊丹市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）より答申を得て、審査庁は、平成30年2月21日付けで、「本件審査請求に係る公文書公開決定処分を取消し、別表1及び別表2に示す公文書について、改めて公開決定を行うべきと判断する。」との裁決（以下「本件裁決」という。）を行った。

2 処分庁の決定

本件裁決を受け、処分庁は、本件請求に係る公文書を改めて特定し、平成30年3月1日付けで、「①姫路市からの調査事項（自衛官適齢者名簿の提供方法）について」及び「②川西市からの調査事項（自衛官募集に係る適齢者情報の提供状況について）」の公文書公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。

3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、平成30年3月5日付けで「①原処分を取消す。（または無効宣言を行う）。②①の後、原処分の原因である2017年1月4日付け公文書公開請求に対する2017年1月17日付け公開決定の処分を取り消す。③②の後、再度、原処分と同等

の公開決定処分を行う。」として、処分庁に対して審査請求（以下、「本件審査請求」という。）を行った。

第3 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

- (1) 原処分の原因である平成29年1月4日付け公文書公開請求に対する平成29年1月17日付け公開決定の処分が現在も取り消されておらず、同一請求に対して、原処分は先立つ処分と異なる内容の処分が重複してなされたものであり、違法な処分である。よって、処分時点においてすでに無効である。
- (2) 本件に係る平成29年1月17日付け公開決定の処分については、本件審査請求人が審査請求を行い、「処分を取り消すべきである。」並びに「改めて公開決定を行うべきである。」との審査会意見としての答申を得ている。これを受けて審査庁は裁決書を作成し、審査請求人に郵送された。当該裁決書は、平成30年2月22日頃に審査請求人が受領したため、その時点で効力を発揮している。一方、当該裁決書の主文は、抜粋すると「処分を取り消すべきと判断する。」並びに「改めて公開決定を行うべきと判断する。」と記載されており、当該文言は、審査庁の判断（意見）を表明したものに過ぎない。よって、平成29年1月17日付け公開決定の処分は取り消されておらず、なお、公定力を維持している状態にある。

2 処分庁の主張の要旨

- (1) 審査請求人は、平成29年1月17日付け公文書公開決定処分が現在も取り消されておらず、本件処分は無効であることを主張しているが、本件の裁決書の主文には、「本件審査請求に係る、公文書公開決定処分を取消し」と取り消す旨の文言があり、裁決の効力により処分時に遡って消滅している。また、裁決の効力は、裁決書の謄本が審査請求人に送達された時に生じることから、平成29年1月17日付け公文書公開決定処分は、裁決により取り消されている。
- (2) 本件処分は、行政不服審査法第44条及び第46条第1項に基づく裁決を受け、同法第52条第2項の規定により、改めて公文書公開決定処分を行ったものである。そのため、裁決によって取り消されたのち、裁決に従い公開すべき公文書を公開決定したものであり、違法、無効ではない。また、開示の内容も欠けるところはない。

3 審査請求人の反論書における主張

本件審査請求における争点は、本件裁決書により、原処分が取り消されたか否か、すなわち、当該裁決書が原処分を取り消す効力を有するか否かである。本件裁決書では、結論に記載すべき審査庁判断（意思表示）を主文に記載しており、裁決にあたる文言が欠落し、裁決がされていない。本件裁決書の主文は、法令・常識を逸脱した、極めて特殊なものであり、法が予定する主文の範囲を逸脱しているため、必要記載事項を欠き違法である。

第4 審査会審議等の経過

開催日	内容
平成30年(2018年)6月6日	諮問の受理
平成30年(2018年)7月18日	第1回審議
平成30年(2018年)9月3日	第2回審議

第5 審査会の判断

1 争点

審査請求人は、本件裁決には瑕疵があり、当初処分は本件裁決によって取消されておらず、したがって、本件処分も違法・無効であると主張する。本件審査請求に係る争点は、本件裁決により当初処分が取消されたか否かであり、当審査会は、次のとおり判断する。

2 本件裁決等について

(1) 本件裁決の主文として、「本件審査請求に係る公文書公開決定処分を取消し、別表1及び別表2に示す公文書について、改めて公開決定を行うべきと判断する。」と記載されており、審査請求の裁決書の主文の表現としては不適切であるといわざるを得ないが、審査庁の当初処分を取消す旨の意思は明確に示されており、本件裁決により当初処分は取消されたものと認められる。

(2) したがって、本件処分は適法かつ有効である。

3 結論

以上のことから、当初の決定処分については、裁決書で取り消されていると認め、審査請求に理由がないことから「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

以上

■伊丹市情報公開・個人情報保護審査会

氏名	役職等	備考
山下 淳	関西学院大学法学部教授	会 長
菊井 康夫	弁護士	委 員
益澤 彩	甲南大学法学部講師	委 員
渋谷 元宏	弁護士	委 員
迫田 博幸	伊丹市人権擁護委員	委 員 (平成 30 年 8 月 1 日～)
寺岡 とも子	伊丹市人権擁護委員	委 員 (～平成 30 年 7 月 31 日)